

【別紙3】

すみれ野自治会 専門部会体制 設置要綱（案）

1. 目的

すみれ野自治会において、専門的かつ継続的に取り組むべき課題や業務に対し、専門部会体制を置くことで、専門的かつ継続的な取り組みを円滑に実施することを目的とする。

2. 専門部会の設置

- (1) 「【別表】すみれ野自治会専門部会一覧」に示す専門部会を置く。
- (2) 専門部会の新規設置並びに変更、廃止については、すみれ野自治会役員会（以後、役員会）にて検討並びに整理を行い、総会にて決定する。

3. 専門部会の構成員

- (1) 各専門部会はすみれ野自治会正会員の有志から構成する。
- (2) 各専門部会には代表者を置き、専門部会の代表者は総会または役員会にて承認を得ることとする。
- (3) 専門部会の代表者の任期は1年とし、再選を妨げない。
- (4) 専門部会の代表者が、すみれ野自治会本部役員・組長・班長とを兼務することは、可能とする。
- (5) すみれ野自治会本部役員並びに組長は1つ以上の専門部会に属することを推奨する。
※本部役員：会長・副会長・事務局長・会計・監査

4. 役員会との連携

- (1) 専門部会の代表者並びに構成員は、積極的に総会並びに役員会に参加し、自治会運営との連携を図ることとする。
- (2) 役員会においては、各専門部会での検討結果、意見・要望については尊重すること。
- (3) 専門部会での施策実施計画並びに結果については、役員会にて報告を行うこと。

5. 自治会の費用支出・管理備品の使用

- (1) 専門部会の施策実施において、自治会予算からの支出が必要となる場合は、役員会にて承認を得ること。
- (2) 支出において、会計書類（請求書・納品書・領収書等）は会計へ提出すること。
- (3) 自治会管理の備品の使用にあたっては備品管理内規に従うこと。

6. その他

本要綱に定めのない事項については、自治会役員会にてこれを定める。

付則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

以上

【別紙 3】

【別表】すみれ野自治会専門部会一覧

令和6年4月1日時点

No	名称	内容	主な業務
1	防災部会	地区の防災力向上につながる取り組みを行う。 (防災訓練企画、防災用品・設備整備、 周辺自治会等の連携・訓練参加等) ※「すみれ野自治会自主防災会」と連携	防災訓練の主催 防災用品の整備 周辺自治会等との 広域訓練の参加等
2	広報・ICT 部会	自治会広報の取り組みを行う。回覧文書や配布物等の執筆・発行、ICT等を活用した情報発信・情報収集等を実施する。	回覧・広報誌制作 ホームページ運営 メール周知等
3	イベント部会	自治会会員向けのイベント・行事等を行う。 (企画、周知、メンバ募集、実施)	自治会員向けの イベント実施
4	自治会館 プロジェクト	自治会館建設対応(詳細検討、設計、事業者・行政対応、補助金申請等)、自治会館の運営(運営ルール策定、管理)を行う。 ※現自治会館建設プロジェクトを包含	自治会館建設・ 会館運営ルール整備
5	安全安心 プロジェクト	交通安全対策・防犯対策を推進する。 (アンケート等による課題調査、対策案等の検討、行政機関等への要請、安全対策設備の設置など)	交通安全対策の実施 課題調査 要望書作成 社会実験の実施

・春季・秋季の一斉清掃は、自治会の中核業務として実施する。